

品質管理基準及び規格値の改正概要

○ 改定理由

平成 29 年 3 月の国土交通省の改定に基づき、改定の実施

○ 詳細項目

1 セメント・コンクリート

- ・ 単位水量測定の追加
- ・ 小規模工事（1 工種当り 15m³未満）に合わせ試験実施頻度を改定

1-2 プレキャストコンクリート製品（JIS 製品）

- ・ 国土交通省に合わせ新規追加

1-3 プレキャストコンクリート製品（JIS 製品以外）

- ・ 国土交通省に合わせ新規追加

4 下層路盤

- ・ 現場密度の測定の試験基準を国土交通省に合わせ変更

5 上層路盤

- ・ 現場密度の測定の試験基準を国土交通省に合わせ変更

7 セメント安定処理路盤

- ・ 現場密度の測定の試験基準を国土交通省に合わせ変更

8 アスファルト舗装

- ・ 現場密度の測定の試験基準を国土交通省に合わせ変更
- ・ 温度測定（アスファルト・骨材・混合物）、水浸ホイールトラッキング試験等を国土交通省に合わせ試験成績表等による確認に変更
- ・ 現場密度の測定の試験基準を国土交通省に合わせ変更

1-2 表層安定処理工（表層混合処理）

- ・ RI 計器を用いた盛土の締固め管理について、試験頻度の表現を適正化

1-3 固結工

- ・ ボーリングコアの目視確認を国土交通省に合わせ追加

1-8 河川土工

- ・ RI 計器を用いた盛土の締固め管理について、試験頻度の表現を適正化

2-0 道路土工

- ・ RI 計器を用いた盛土の締固め管理について、試験頻度の表現を適正化

2-2 コンクリートダム

- ・ 単位水量測定の追加

2-4 吹付けコンクリート（NATM）

- ・ 単位水量測定の追加

2-7 路上表層再生工

- ・ 現場密度の測定の試験基準を国土交通省に合わせ変更

2-9 プラント再生舗装工

- ・ 現場密度の測定の試験基準を国土交通省に合わせ変更